

(別添1)

事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 鬼無里保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 ■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 ■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	<p>・長野市の公立保育園としての共通理念があり、また、今年度改定された保育所保育指針に沿い一部改訂した公立保育園としての共通の基本方針が定められており、子どもや保護者、また、地域との関わりなどを通じて子どもの健やかな心身の発達を図り望ましい未来を作り出す力の基礎を培うことなどを盛り込んでいる。新年度の第1回職員会議を始めとした会議で理念・基本方針などを周知し実践に繋げている。当保育園としての重要事項説明書や事業計画を基に保護者説明会、保護者総会、保育参加、園だより等で具体的に説明がされている。保護者へ周知するために事務室などにも理念・基本方針などを掲示している。また、本年度（平成30年度）、当保育園としてより分かりやすい保育目標を職員全体で新たに考え実践している。保護者アンケートの保育園の基本的な考え方（保育目標・保育方針）に関する4項目についても肯定的な回答が多く浸透している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<p>■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	<p>・全体の方向性は「長野市こども・子育て支援事業計画」で決定づけられており、市の担当部署である保育・幼稚園課と連携し当保育園としての推移予測や利用率の分析を行い、地域のニーズに応えている。当保育園のある鬼無里地区の健康担当者会議や市全体の地域発達支援会議に園長が出席し、また、おひさま広場（未就園児交流事業）の利用者数も保育・幼稚園課に報告し、保育のニーズ等を把握している。市としても「長野市こども・子育て支援事業計画」の推進を図るために市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において毎年度、点検と評価がされており冊子としてまとめられ市ホームページで閲覧が可能となっている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<p>■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</p> <p>■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	<p>・組織体制や設備の整備などの経営課題に関しては市の保育・幼稚園課の管轄で行われており、公立保育園全体の園長会や課長補佐会等でも市担当部署から運営状況や課題などが説明され、職員会議で報告がされている。当保育園としての経費については上限枠が決められており、保育園の入る建物も他の高齢者サービスなどと併設されており、設備の修繕や灯油の使用などについても協議しながら経費の有効消費を図っている。人材の確保については子どもの増減に応じ市の保育・幼稚園課と相談しながら適正配置に努めており、人材の育成についても園内外の研修に力を入れている。また、主任が外部研修に出席する職員の代わりにシフトに入るなど、小規模園ならではのフレキシブルな対応が取られている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	<p>16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</p> <p>17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>	<p>・市としての「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」及び「子ども・子育て支援事業計画」があり、全体のビジョンを明確にしている。「長野市乳幼児期の保育・教育の指針」は5年毎に市子ども政策課で見直しがされており、また、毎年度、「長野市子ども・子育て支援事業計画」について、その達成状況の点検と評価が数値的に行われている。当保育園としても現在地区内の鬼無里小学校児童と年長児との交流を図り「接続期(アプローチ・スタート)カリキュラム～子どもの育ちをつなぐ～」の事業に取り組んでおり、保小連携の公開保育・公開授業なども実施し、また、小学校移行までに育てて欲しい姿を本年度の当保育園の新しい保育目標として表し、職員の研修や園内の環境づくりなどに積極的に取り組んでいる。</p>		
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a	<p>20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	<p>・「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」を基に当保育園としての単年度の事業計画が策定されている。事業計画には「今年度の行うべきこと」として「保育内容の充実」や「保護者支援」、「地域の子育て支援」などの6つの項目が掲げられ、「危機管理に関する取組」や「職員育成と研修計画」、「世代間交流事業」、「小学校との連携」等が具体的に立案され進められている。市として園開放や公開の行事、世代間交流、おひさま広場(未就園児交流事業)など、それぞれの実施計画書と報告書の様式が定められており数値目標や成果などの欄も設けられている。期末には事業計画に対する業績評価を実施し目標の達成状況等も踏まえ次年度に向けての対策を立案している。</p>	
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。			a	<p>24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	<p>・事業計画は年度末に職員全員で振り返り、新年度初めの新体制下の職員会議で意見を出し合い4月に新たな事業計画を決定している。また、市全体の園長会、主任会、保育士部会、給食部会、未満児研修会、障がい児研修会等でも意見が集約され計画に反映されている。「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に沿い、当園としての2018年度から2020年度の中期計画も策定されており、当保育園では認定を受け3年目に入る「信州型自然保育(信州やまほいく)」の充実、長野市運動プログラムの更なる充実等を掲げ、職員のスキルアップを図りつつ全職員で取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。 ■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。 ■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 ■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。 	<p>・事業計画については、入所説明会や継続児説明会、保護者総会、おたより等で、写真などを用いて保護者に分かりやすく説明している。また、事業計画に繋がる保育の場を園だよりに写真として添え、また、玄関の見やすい場所に写真などを掲示し、理解を促している。園として独自の保護者アンケートを1月に行い、その結果を分析し3月の保護者総会で報告し、運営に活かしている。</p>
					<ul style="list-style-type: none"> ■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。 ■ 34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。 □ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 ■ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。 	<p>・今回の第三者評価が初めての受審であるが、市職員として毎年業績評価を行い、保育所第三者評価の内容評価項目に準じ自己評価を年2回実施している。第三者評価の受審に向けた園内研修も計画的に行い、また、実施した自己評価を集計し園の課題を洗い出し、職員会議で分析・検討し、その内容に沿い園内研修を実施し課題解決を図っている。また今年度は第三者評価を受け、更に深く課題を分析し、評価結果も公開される予定である。</p>
4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 ■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。 ■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 ■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 ■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。 	<p>・毎年度、業績評価及び自己評価(年2回)を行っている。その結果を集計・分析し、それを踏まえ全職員で課題を共有し、また、改善点を話し合い市担当部署にも提出している。自己評価の中で浮かび上がった課題などについては職員会議で検討し、改善に向けて全職員で取り組んでいる。</p>	
				<ul style="list-style-type: none"> ■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 ■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。 ■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 ■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 ■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。 	<p>・毎年度、業績評価及び自己評価(年2回)を行っている。その結果を集計・分析し、それを踏まえ全職員で課題を共有し、また、改善点を話し合い市担当部署にも提出している。自己評価の中で浮かび上がった課題などについては職員会議で検討し、改善に向けて全職員で取り組んでいる。</p>	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
Ⅱ 組織の 運営管理	1 管理者の 責任とリ ーダーシ ップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■ 42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・入所説明会、継続児説明会、保護者総会、保育参加等の折に、園長としての保育方針を保護者等に伝え自らの役割と責任について明確にしている。また、新年度の職員会や園内研修等で職員にも自らの方針や取り組み姿勢等を周知している。市としての「組織図・事務分掌」が文書化されており、園長自らの職務内容として「労務管理」、「保育所運営管理」、「渉外関係」、「研修関係」、「保護者との連携」について定められており、職員と協力しながら課題解決に向けて取り組んでいる。更に、危機管理マニュアル、各災害対応フロー、園の運営規程等に基づき有事の際の役割と責任も明確にされており、園長不在時は園長補佐としての保育主任が代行している。	
			■ 43		施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。			
			■ 44		施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。			
			■ 45		平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。			
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	■ 46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。		・園長は市の組織としての園長会や係長研修で地方公務員法等を学び、「公立保育園長の心得」、「保育の手引き」、「マナーブック」等で職員に必要とする事項を伝え、遵守するように指導している。また、休憩や休日の確保等についても労働基準法を厳守し、代替職員やパート職員の配置で補完している。
			■ 47		施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。			
	■ 48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。						
	■ 49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。						
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	■ 50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	・園長は、保育の質の現状について保育園第三者評価の内容評価項目を基に年2回全職員で自己評価を実施しており、分析も行い職員と共に改善に向けて取り組んでいる。保護者アンケートも年2回行い、その結果を基に改善策について職員会等で話し合っている。職員のモチベーションアップのため各職員の研修計画及び園全体で学びたい園内研修の内容についても職員から希望を抽出し計画的に取り組み、一人ひとりの職員がテーマに沿ったリーダー役として担当することでその充実を図っている。また、園の運営方針にある「地域における子育て支援の拠点として、社会的役割を果たします」を実践するために鬼無里地区の歴史や地域について職員と共に学び、「信州自然型保育(信州やまほいく)」の充実を活かしている。園の「全体の計画」についてもその評価と反省を実際の保育と照らし合わせ、主任と共に進捗状況を把握し、職員にも具体的に助言している。	
					■ 51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		
					■ 52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
					■ 53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。		
■ 54					施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。			
■ 54					施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>・園長は運営の改善や業務の実効性を高めるために、人事、労務、財務等の視点から検証を行い、職員と共に改善に取り組んでいる。クラス担任、加配保育士、パート保育士などを配置し、日々の業務が効率良く行え、また、休憩時間や有給休暇の取得、残業時間の削減等が出来るか等にも配慮している。働きやすい環境づくりのため人事異動調書や面談を通して職員の意向も把握し対応している。また、自ら衛生推進者として関わり、市として行われるストレスチェック実施結果の分析なども行い、職員の心身の安定も図っている。保育士からの要望を把握しつつ主任と共に優先順位を決め、経費の有効費消に努めている。</p>
育2	福祉人材の確保	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・保育士、調理師等の配置基準があり、市の担当部署が主管し、市公立保育園全体で正規職員、嘱託職員の確保が計画的にされている。当保育園でも代替保育士・調理員、休憩パート職員などを園として確保している。人材育成という面では市の研修計画等に基づき新規採用保育士についてはステップアップノートを使用し、2年目、5年目、10年目の職員については市全体としてスキルアップ研修の場が設けられている。看護師については市として数ヶ所のブロック別に配置されており、保健講座、救急法等の講師も務めている。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	a	<p>■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	<p>・「教育・保育の手引き」を活用し新年度の職員会で市職員としての保育士としてどうあるべきか、期待する職員像を明確にしている。新規職員採用時研修で人事基準について周知されており、職務に関する成果や貢献度等については能力評価や業績評価が用いられている。また、人事異動調書により園長と面談し、職員の希望等が聞き入れられるようになっており、市保育・幼稚園課係長による各園の巡回指導も年2回実施されている。嘱託職員の給与についても今年度から改善され、また、保育の専門職としてのキャリアアップ研修も導入されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。 ■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。 ■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。 ■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。 ■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。 ■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。 ■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。 	<p>・園長が労務管理の責任者となっており、出勤簿の管理や時間外勤務等命令簿兼勤務実績確認簿は園長と主任がダブルチェックしている。職員の健康と安全の確保のために市として安全衛生推進委員会を設置し対応しており園長が委員となり、ストレスチェックや健康診断、腰痛防止策、労働安全等についての安全衛生年間計画に沿って実施し委員会実施記録も作成している。年1回、園長面談を行い、また、小規模園であるので必要な時に園長との相談を随時行うことができる。福利厚生については市の福利厚生に準じており人間ドック、健康診断の受診が実施されている。仕事と生活の両立という面では休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減などに取り組んでおり、育児や介護、療養休暇などの状況に応じて休暇が取得できるようになっている。福祉人材の確保、定着の観点から、休憩パート保育士の確保、育休取得時の代替保育士の配置等も実施されている。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。 ■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。 ■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。 ■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。 ■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。 	<p>・年度当初の職員会議において教育・保育の手引きの読み合わせを行い、保育園の職員としての期待される専門性や姿について確認をしている。また、同じく期の始めに市職員としての業績評価表を作成し、目標を記入後それに向けて実践し、年度末の2月に評価を行い次年度の目標に繋げている。業績評価表の作成に当たっては目標水準、項目、目標期限などについての説明も園長から行われ明確にされている。職員は目標達成に向けて取り組み、毎月の達成状況を確認をする中でチームとして力を高め成果を出せるようにしており、小規模園の特徴を活かし園長との面談の場も随時設けられている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 ■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 ■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 ■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 ■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。 	<p>・市の保育基本方針や教育・保育の手引きの中に求められる保育士の姿や専門性についての項目があり読み取ることができる。市として計画的に園長会、課長補佐会、主任会、保育士部会、障害児研修会、未満児研修会、給食部会等を開催しており、その報告から必要に応じ園内研修を行い、職員に周知している。市としての研修体系があり、新任職員研修、2年目・5年目・10年目職員研修、嘱託1年目・5年目職員研修、主査・新任主任・新任園長・新任課長補佐研修などが実施され、研修会のアンケートや報告書を基に園長会や課長補佐会で評価・見直しを掛けている。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<p>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>■ 95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>・「実習生受け入れマニュアル」があり、また、実習生受け入れプログラムに沿って実習生の指導を行い、将来保育士を目指す若者の育成に積極的に取り組んでいる。学校側が園を訪問し、プログラムについての打ち合わせを行い、実習生に事前のオリエンテーションもを行い、実習のねらいや希望等を聞く機会がある。また、実習の最後には振り返りをし、実習生の疑問点等が解決できるように配慮されている。実習指導者についての研修は主任会で実施している。</p>
	3 運 営 の 透 明 性 の 確 保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<p>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>・市のホームページや広報紙等に予算や決算等の概要が公立保育園全体として載っている。理念、基本方針、事業計画が「保育園のしおり」や「長野市子ども・子育て支援事業計画」に掲載されている。また、市のホームページ等に公立保育園の一つとして当園も情報公開をしており、全体の計画や年間計画等は事務室に掲示されている。年2回、保護者アンケートを取り、その結果を公表しており、第三者評価についても今年度受審し、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。地域の人々に向けて、保育に関わるイベントなどの印刷物を園内に掲示したり市役所支所、公民館、地区社会福祉協議会、小中学校などにも掲示している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。 ■ 103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ■ 104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。 ■ 105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 □ 106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。 □ 107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。 	<p>・事務手引きや職務分掌により職員に周知されており、それぞれが自分の役割を担っている。また、公立保育園として2年に1回県の訪問監査を受けており、市の内部監査も1年に1回受け、透明性の高い適正な運営が行われている。市として包括外部監査が実施されており、契約を締結した外部監査人が、自ら特定の監査テーマを定めて財務監査を実施するシステムで市保育園全体として該当する年度もある。</p>
	4 地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ■ 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 ■ 110 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ■ 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 ■ 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 	<p>・当保育園の事業計画や全体の計画として文書化され、地域の団体と積極的な連携を図り子どもたちが地域の社会で色々な体験ができるようにしている。地域の三世代いきいきまつり、地域の運動会、文化祭などに参加し、小中学校の行事のチラシを配布したりポスターなども掲示している。園を中心とした名所旧跡などをイラストで描いたお散歩マップがあり、資料館や森林組合の職員などと散歩中に挨拶をするなど、地域の人々と関わるようにしている。保育園の入る同じ建物内のデイサービスでお年寄りとの世代間交流、おひさま広場(園開放、育児講座、育児相談)、小学生・中学生との交流(職場体験、ボランティア受け入れ)などが実施されており、隣の地区にあるとがくし保育園の園児とも交流している。また、地域の人々からのご厚意をいただきサクランボやかたちの実の収穫、カブトムシの幼虫の捕獲なども体験している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ■ 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 ■ 115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ■ 116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ■ 117 学校教育への協力を行っている。 	<p>・公立保育園ボランティア実施要領(受け入れマニュアル)があり基本姿勢が明文化されている。「参加者へのお願い」に注意事項などを明記し、事前にオリエンテーションを行い、理解を得るようにしている。「長野市子ども・子育て支援事業計画」に地域の学校教育等への協力についての姿勢が明文化されており、中学生の職業体験の受け入れや中学の家庭科の授業への協力なども行っている。地域のボランティアによるコカリナ演奏、ギター&お話し、読み聞かせ、バルーン作成なども行われている。季節に合わせ地域の高齢者がジャガイモの種芋の蒔き付けやサツマイモの苗の植え付けに訪れ収穫も一緒に楽しんでいる。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 122 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 	<p>・関係機関一覧表(旧エコマップ)が作成されており、地域支援会議、園長会、主任会、健康担当者会議、幼保小連絡会等が定期的に開かれ、園長あるいは主任が出席し課題の解決に努めている。また、児童相談所、市要保護児童対策地域協議会への参画から必要な児童を受け入れる可能性もあり、市福祉政策課や子育て支援課、保健センターなどと連携を取っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	<p>■ 124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>■ 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>■ 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>■ 127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>■ 128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<p>・毎週木曜日には園として未就園児の交流の場としての「おひさま広場」を開き、子育て相談に応じたり講演会や講習も行い、父と子のふれあい事業も開催し、未就園児と保護者が園内外で遊んだり、幼児との交流ができるようにしている。また、主任が地域の保健センターに出向き4ヶ月健診で情報等の提供を行っている。地域の様々な人々と交流しており、同じ建物内のデイサービスを訪問し高齢者に踊りや歌を披露し、更に、地区で行われる「三世代いきいきまつり」で未就園児とゲームやダンスをしたり、地区の運動会に参加しダンスなどを披露している。災害時にも同じ建物内の市社会福祉協議会や小・中学校、市役所支所との連携がとれるようになっている。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		a	<p>■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>・長野市立保育園理念・基本方針、当保育園保育方針・保育目標を事務室に掲示している。また、「全国保育士倫理綱領」や「教育・保育の手引き」の読み合わせを行い、また、人権擁護の研修に参加した職員が報告を行い、職員全体で情報を共有し、子ども主体の保育の重要性を考え実践している。各種マニュアルから人権について学び、男の子・女の子だからと性差の対応をせず、服装や色など一人ひとりが自由に選べるように心掛け、ごっこ遊びの役割についても指摘することなどはない。子どもの人権、文化の違い等の方針は「全体の計画」や「月間指導計画」の教育面の五領域の「人間関係」の中でそれぞれの発達段階に応じ子どもの気持ちを受け止め、お互いが尊重するように指導している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ■ 144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 ■ 145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。 ■ 146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。 ■ 147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。 ■ 148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。 ■ 149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。 	<p>・年度初めに「教育・保育の手引き」、「人権に関するマニュアル」、「個人情報マニュアル」、「虐待に関するマニュアル」など基に読み合わせを行い、理解を深めている。また、特に、夏場の時期はプール活動を行うため、着替え時にパーテーションやカーテンを引き外部からの視線を防ぐ配慮がされている。他の事例で着替えや体を洗う時も同様に行っている。入園時や年度初めには個人情報についてとSNSへの取り扱いについて、保護者に資料配布を行ったり承諾を得るようにしている。不適切な事案があれば「長野市個人情報等の適正な管理等に関する指針」に沿って対応している。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 ■ 151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 ■ 152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 ■ 153 見学等の希望に対応している。 ■ 154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。 	<p>・市としての「利用のご案内」や「保育園・認定こども園のしおり」が園や支所などに置かれており、長野市のホームページの「長野市保育所一覧」で閲覧することも可能で、自由に情報を得ることができる。市のホームページには各園の情報が掲載されており、イラストや地図など誰でも分かる内容となっている。園の見学についてはいつでも受け入れており、希望があれば園長、主任が対応し必要な情報を利用希望者に説明し園内の案内も行っている。毎年度、園長会を中心にホームページの「長野市保育所一覧」や「保育園のしおり」、園の紹介内容・情報などの見直しを行い、差し替え等を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	<p>■ 155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p>	<p>・保育の開始前には利用の案内や園の運営規程(重要事項説明書)、市より決定された支給認定決定書などを基に保護者一人ひとりに説明を行っている。当園は小規模園でもあるため、個々に入園説明を詳細に行っている。全体としては保護者説明会、保護者会総会、アンケート結果、意見箱等で意見を集約し意向の把握に努めている。入園に当って、持ち物に関しては実物でわかりやすく示し、保護者に十分理解していただけるよう丁寧に説明している。配慮が必要な子どもに対しては事前面接で確認書やアレルギー対応の場合の除去食指示書等の書面を取り交わしている。保育開始後、その内容に変更がある場合は、再度説明し同意を得ながら進めている。</p>
					<p>■ 156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p>	
					<p>■ 157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p>	
					<p>■ 158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p>	
					<p>■ 159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	
		(3)	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	<p>■ 160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p>	<p>・転園に関しては保護者の了承を得て、公立の場合には市の書類と共に保育要録コピーを送り、また、公立以外の場合も子どもに不利益が生じず継続保育ができるよう必要な情報提供を行っている。転園後も転園先の保育園とはしっかり連携をとり子どもがスムーズに移行できるように取り組んでいる。また、卒園後も園長を担当者としていつでも相談に来ていただける体制がある旨を3月の園だよりで保護者等に向けて知らせている。</p>
<p>■ 161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p>						
<p>■ 162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>						
(3)	① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	<p>■ 163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p>	<p>・日々の保育では、子どもに寄り添い子どもの気持ちを汲み取ったり、子ども一人ひとりの言葉を拾い、スキンシップを多くとり、子ども達が笑顔で一日を終え、安心安全に過ごせるように職員会で話し合うことにより、見直しや改善を図り保育に反映している。保護者とは年2回の個別懇談とアンケートを行う中で、意見や思いを受け取め、それを基に職員で検討を重ね、改善に繋げている。クラス懇談や個別懇談はそれぞれ担任が行い、保護者会へは園長・主任が出席し保護者の気持ちを直接聴き取り、気持ちを把握するようにしている。アンケートの集計も園長の責任で行い職員会で結果を分析・検討し、課題や改善策についてもアンケート集計結果に載せ保護者に配布している。</p>		
<p>■ 164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p>						
<p>■ 165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p>						
<p>■ 166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p>						
<p>■ 167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p>						
<p>■ 168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ■ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 ■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>・苦情に関しては苦情の責任者は園長であり、苦情受付は主任、外部より第三者委員を選任して、氏名連絡先を明記した苦情受付の詳細な文書を玄関に掲示している。また、意見箱を設置し匿名アンケートとして意見を申し出しやすい環境を整えている。入園前の説明会や園だよりでは苦情等の申し出について説明し、苦情解決の体制があることを発信している。保護者との普段からのコミュニケーションが大切と考え、連絡ノート（未満児）のやり取りや送迎時に十分な会話を交わすように心掛けている。記録は決められた「相談・意見・苦情受付記録」等の様式に必要事項を記入し5年間保管されている。苦情に対しては園全体で検討し話し合い、統一見解として必ず本人にフィードバックをするようにしている。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 	<p>・日頃から送迎時等には顔を見ながら挨拶をし、話しやすい雰囲気づくりに心掛け、信頼関係を築くようにしている。個別懇談や説明会で、どの職員でもいいので何かあれば相談くださいということを伝えている。未満児についてはコミュニケーションツールの一つとして連絡ノートも活用している。玄関に相談窓口や相談方法を明記した掲示をし、気軽に相談ができる環境を整えている。当園の運営規程（重要事項説明書）にも第三者委員の氏名と連絡先が記載されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 ■ 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>・意見箱を玄関に設置したり、年2回の保護者アンケート調査を行い、要望や意見の把握に努めている。職員が受けた相談、苦情、要望は即、園長、主任に報告し、その内容により園内の関係者で検討し速やかに対応できるようにしている。意見、苦情等によっては第三者委員会で取り上げ、ブロック園長会で課題や現状について話し合いを行っている。「意見(要望)対応マニュアル」は園長会で定期的に見直しを行っている。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ■ 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。 ■ 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ■ 194 感染症の予防策が適切に講じられている。 ■ 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。 ■ 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。 ■ 197 保護者への情報提供が適切になされている。 	<p>・市の担当部署である保育・幼稚園課へ発生時にはインフルエンザ報告をし、また、毎月、感染症報告をするようになっている。市保育・幼稚園課の保健師や看護師により「保健マニュアル」が作成され定期的（2年に一度）な見直しもされており、健康観察や感染症、応急手当、与薬、環境手洗い等についての対応手順を詳細に記載し、うがいや手洗いなどを習慣づけ感染症予防にも力を入れている。感染症についての園内研修も行い、市保育・幼稚園課の担当看護師から感染症流行時の対応についての研修を受け、園全体で保健マニュアルを基に読み合わせを行い、基本的な知識の共有と周知徹底を図っている。日頃から健康観察に心掛け保健だよりや園だよりで感染の防止について啓発し、園内で感染症が発生した場合には口頭や掲示などで速やかに保護者に連絡し、拡大には十分気をつけている。また、おたより等で対処の仕方や、手洗い、うがいの徹底なども呼びかけている。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 198 災害時の対応体制が決められている。 ■ 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。 ■ 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ■ 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。 ■ 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。 	<p>・危機管理マニュアルやフローチャートで災害時の対応が示されている。月に一度年12回の避難訓練を行い、その訓練のうち何回かは、予告なしで行い危機管理の意識を高めている。また、同じ複合施設内の高齢者デイサービス事業所との合同訓練もあり、災害時は1階保育園スペースと2階出入り口に堅牢な防火扉が付いているため、話し合いで2階が避難場所となっている。また、別に「職員非常招集訓練」や「職員参集メール(正規職員対象)」なども行われ、職員連絡網も整備されている。非常災害時の備品リストや非常持ち出し品についても対応できるようになっており、水などの備蓄については玄関のストッカーに準備されている。避難訓練後には、職員会議で気づきや反省点などについて話し合い、万が一の場合も臨機応変に対応できるように検討を加えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ■ 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。 ■ 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ■ 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。 ■ 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。 	<p>・保育について標準的に実施するための方法が「未満児保育マニュアル」・「幼児保育マニュアル」として文書化されており、職員はそのマニュアルの読み合わせを行い、各研修も受け日々の保育に活かしている。特に、小規模園のためそれに合わせた保育者としての援助と配慮に心掛け、地域の特色ある環境を踏まえ「信州型自然保育(信州やまほいく)」なども随所に取り入れるなど、週日案や月案をマニュアルに沿い計画し、園長、主任に確認を受け実施している。マニュアルは事務室のいつでも手に取れる場所に置かれている。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。 ■ 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。 ■ 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。 ■ 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。 ■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。 ■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 	<p>・指導計画の策定責任者は園長で、入園前に「支給認定申請書兼利用書」や「家庭の調べ」、「緊急連絡カード」などを用いてアセスメントを行い、子どもや保護者の現状を把握するため、状況により再アセスメントを行い計画に反映している。園長、発達相談員、保健センター・保健所職員、栄養士等、多様な職種の関係者が集まり情報共有をしながら協議し、年間計画、個別計画策定の方向付けをしている。「全体の計画」を基に月案、週日案を策定し、評価・振り返りも行い、次回に活かしている。保護者との個別懇談も年2回行い、ニーズを具体的に反映できるよう指導計画を立てている。要支援の子どもについては入所前に専門機関と連携を取ったり、発達相談員、保健センターの保健師等との話し合いの場もつくられ、入園後はにこにこ園訪問などを活用して市担当課との話し合いの場を持っている。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 	<p>・「全体の計画」に沿い、年間4期に分けて年間指導計画が策定されており、保護者との懇談も行った上で個別計画を立案し、PDCAサイクルに沿いその見直しも職員会議で行われ必要であれば変更を掛け、見直された個別計画についても職員間で周知し、実行へと移されている。保護者とは年2回懇談を行い意見やニーズを聞き保育に反映している。担任が計画した週日案や月案の内容は評価・振り返りをしたのち、園長、主任から評価を受けている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 	<p>・「家庭の調べ」、「発達状況」、「身体発育及び健康診断の記録」、「連絡帳」、「台帳」等、市として定めた統一様式を用いて記録され、職員全体で把握している。記録の取り方も職員会議で話し合ったり、園長が個別指導を行い統一を図っている。また、個別指導計画に沿って実施された保育が子どもにどんな影響があったのか等を月案、週日案、個別計画に具体的に記録している。園長、主任は週一回記録に目を通し共感や助言を行いながら結果を把握している。職員会議は週1回水曜日に行い、職員全体で把握し情報共有を図り、日々の保育に取り組んでいる。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 232 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。 	